

令和7年度多久市チャレンジショップ運営補助事業

出店者募集要項

1 目的

新規出店を希望する意欲のある事業者を対象に、多久駅北口エリアの多久市ワーキングサポートセンター内にあるコンテナハウスを商業施設として貸し出し、新規起業者の支援や育成を行いながら経営基盤の構築を図ります。また事業終了後は新規起業者が中心市街地内（もしくは市内）に独立開業ができるように支援を行い、新規起業の機会創出と多久駅周辺の活性化や賑わいの創出を図り、中心市街地の活性化と魅力の向上を図ることを目的とします。

2 事業概要

- ① 事業名 多久市チャレンジショップ運営補助事業
- ② 対象店舗 JR多久駅北口エリアにある多久市ワーキングサポートセンター内の商業用コンテナハウスの1基
 - ・地番：多久市北多久町大字小侍5738番地
 - ・建物床面積：14.1㎡（4.26坪）
 - ・建物外寸：W2438×L6058×H2860
 - ・共用トイレ、共用デッキ（2階）の附属施設有
 - ・空調、給排水設備有（給排水を使用するにあたり要工事）
 - ・W I - F I 設備有

※店舗外観や図面等の詳細については、多久市まちづくり交流センター「あいぱれっと」のホームページ（<http://www.aiparet.com>）をご確認ください。

- ③ 事業期間 令和7年4月1日（火）～ 令和9年3月31日（水）
- ④ 管理運営 一般社団法人 たく21

3 支援内容

- ① 広告宣伝費 上限5万円
（令和7年4月1日～令和9年3月31日）
- ② 経営指導 経営アドバイザー等による経営指導（月1回程度）、助言等の支援
- ③ 協力支援 市内金融機関、多久市商工会、多久市まちづくり協議会、多久市、
（一社）たく21

4 募集店舗

① 募集数 1店舗

② 募集業種

中心市街地の賑わい創出に貢献できる次のような店舗を募集します。

ア 若年層をターゲットにして、それに沿ったデザイン性、機能性、先進性に優れた商品やサービス及び地元ニーズに応じた商品の販売やサービスを提供する店舗とします。

イ 多久駅周辺の付加価値を高め、地域活性化の拠点となる賑わいづくりの仕掛けを行う店舗とします。

ウ 地元住民が集う地域コミュニティの拠点となる店舗とします。

③ 使用料

月額 12,320円

但し、以下の経費は出店者負担

ア 出店、店舗運営にかかる費用

イ 光熱水費

ウ 退店時における現状復旧に係る費用等

5 募集期間

・令和6年11月15日（金）～令和7年1月17日（金）

※出店者が決まり次第終了とさせていただきます

6 応募資格

応募対象者は以下のすべての条件を満たした方のみとします。

① 令和7年4月中に営業開始できる方

本事業の募集対象のコンテナ店舗を活用し、（一社）たく21が指定する日までに、申請しようとする店舗が開業できるものとします（店休日を除く）。

② 個人およびグループ

※出店時に法人を立ち上げる場合は要相談

※満18歳未満は保証人を要します。

③ 原則として週4日以上、かつ、1日あたり6時間程度の営業ができる方

但し、次に掲げるものを除きます。

ア 既に事業をおこなっている者で、2店舗目以降を同業種にて出店しようとする者。（異業種は可）

イ 既に店舗を出店し事業をおこなっている者で、募集対象のコンテナ店舗に移転して出店しようとする者

ウ 本事業において他の補助金等を受ける又は、受ける予定の者

- エ 法律行為を行う能力を有しない者
- オ 団体の役員等に破産者又は禁錮刑以上の刑に処せられている者がいる者
- カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及び代表者等（非常勤を含む役員及び経営に事実上参加している者。）が、それらの利益となる活動を行う者
- キ 応募締切日以前6ヶ月以内に、取引銀行において不渡手形及び不渡小切手を出した者
- ク 消費税、地方消費税、県税及び市町村税を滞納している者
- ケ その他、出店が不適切又は要件を満たさないと判断した者

《注意事項》

- ・許認可が必要な業種・事項は出店までに取得すること。
 - ・法令・公序良俗に反する事業、政治性又は宗教性のある事業の出店は不可
 - ・騒音・悪臭・振動他、近隣に迷惑となる事業の出店は不可
 - ・危険物の販売は不可
 - ・その他、管理責任者の指示に従わない場合は退店して頂く場合有
 - ・費用負担区分が不明瞭なものについては、出店者と管理運営者との協議により決定
 - ・火気の使用不可（IHは可）
- ④ 多久駅周辺の付加価値を高め、中心市街地の活性化に貢献できること。
- ⑤ 若年層や女性に加え、地元住民が集う地域コミュニティの拠点となる店舗を目指す。

7 応募の手続き

① 申請書の配布等

本事業の募集要項は、多久市交流センター「あいぱれっと」（多久市北多久町小侍5769番地）窓口で配布します。

また、多久市まちづくり交流センター「あいぱれっと」のホームページ（<http://www.aiparet.com>）からダウンロードも可能。

② 提出書類

本事業の申請希望者は、次の書類を添えて、一般社団法人たく21に提出（直接持参）

- ア チャレンジショップ出店申請書 …（別紙 様式第1号）
- イ 事業（出店）計画書 …（別紙 添付資料1）
- ウ 収支計画書・経営計画書 …（別紙 添付資料2）
- エ 店舗利用計画書（店舗見取り図） …（別紙 添付資料3）
- オ 誓約書 …（別紙 添付資料4）

③ その他、添付書類

- ・経営者の略歴（履歴書）

- ・運転免許証または保険証の写し
- ・住民票
- ・令和5年分源泉徴収票又は確定申告の写し
- ・令和5年分税納税証明書（国保税を含む）や滞納がないことを証明できるもの（居住する市町村のもの）

※住民票、市税納税証明書においては、いずれも3ヶ月以内に発行したものに限りま

- ・店舗経営に当たって必要となる官公署の許認可、資格等の書類の写し

④ 提出先

〒846-0002 佐賀県多久市北多久町大字小侍5769

多久市まちづくり交流センター「あいぱれっと」内 一般社団法人たく21

⑤ 提出方法

- ・申請書は、上記④の提出期間の平日午前9時から午後5時までに、上記④の提出先へ直接持参してください。
- ・ファックス、郵送、電子メール等の持参でない方法による提出は受け付けられません。
- ・提出された申請書は、個人情報と認められる部分を除き、公開される場合があります。また、返却はいたしません。

⑥ 提出部数

- ・申請書は、A4サイズで、原本1部と写し1部の合計2部とします。なお、写しの1部については、事業者選定作業に必要な複写用の原本として使用しますので、綴じないでください。

8 出店者の選定方法

① 書類選考

随時申請書を審査し選考いたします。

※書類選考の結果は、書面にて通知いたします。

② プレゼンテーション及び面接予定日

出店者、審査員の日程を調整して行います。

場所 多久市まちづくり交流センターあいぱれっと会議室

書類選考で採択された出店候補者は、プレゼンテーションによる出店者審査会を行い、その後出店候補者を決定します。

出店者審査会は、（一社）たく21で構成し、出店候補者の審査を行います。選考に関しては、上記の募集資格や注意事項等の各項目を満たしていることのほか、商業意欲、経営や独立の実現性、話題性、独自性、積極性を選定項目とします。

また、すべての応募者が選考基準に満たない場合は、出店者なしとし、再募集を行います。

なお、審査会の内容等に関する問い合わせには応じられませんので、ご了承ください

い。

③ 審査結果

出店者決定後、書類選考通過者全員に採択結果を書面にて通知いたします。

9 出店後について

① 経営状況の報告

決算期には、決算報告書を（一社）たく21へ提出していただきます。

② 賑わい創出事業への協力

（一社）たく21では、中心市街地の賑わい創出のために、様々なイベントや取組を行っております。その時に出店者の協力が必要な場合がありますので、ご協力をお願いします。

10 出店申請から開店・運営までの流れ

《スケジュール》

① 応募

② 書類審査

③ プレゼンテーション及び面接による審査

④ 事業者決定

⑤ チャレンジショップ出店

⑥ 出店に向けた専門家によるアドバイス

⑦ 専門家による経営指導・助言等の支援

⑧ 修了認定

⑨ 中心市街地にて独立開業

※⑨については、事業終了後の為、事業者が選択します。

11 問い合わせ先

〒846-0002

佐賀県多久市北多久町大字小侍5769

多久市まちづくり交流センター「あいぱれっと」内 一般社団法人たく21

（担当：竹内、光武）

TEL：0952-20-2203 FAX：0952-20-2204 E-mail：info@aiparet.com